

水産流通の適正化推進会議 (第1回)

日時：令和6年9月6日(金)

13時00分～15時00分

場所：三番町共用会議所 大会議室

議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

藤田 仁司 水産庁次長

3. 議 事

(1) 開催要領等について

(2) 座長の選任について

(3) 座長代理の指名について

(4) 水産流通適正化制度(特定第一種水産動植物)をめぐる状況と課題について

① 現行制度の施行等の状況と課題について

② 本年6月成立・公布の「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(一部改正法)」の施行に向けた制度の詳細の検討について

(5) 意見交換

(6) その他

4. 閉 会

水産流通の適正化推進会議(第1回) 出席者名簿

【委員】

	氏名	所属・役職	出欠
1	池上 長志	双日株式会社リテール・コンシューマーサービス本部リテール事業第二部 部長代理	出席
2	植松 周平	WWFジャパン気候エネルギー自然保護室海洋水産グループ IUU漁業対策マネージャー	出席
3	浦和 栄助	東京都水産物卸売業者協会 専務理事	出席
4	瀧波 憲二	北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務	出席
5	竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会 代表理事専務	欠席
6	長岡 英典	大日本水産会 常務	WEB
7	長谷川 新	宮城県水産林政部 副部長	出席
8	花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役	出席
9	濱田 武士	北海学園大学 教授	出席
10	松田 建作	三菱商事株式会社水産部事業戦略チーム マネージャー	出席
11	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事	出席
12	湯山 一樹	株式会社イトーヨーカ堂鮮魚部 シニアスーパーバイザー	出席
13	横田 繁夫	全国水産物卸組合連合会 常任理事	出席
14	吉田 猛	一般社団法人全国水産卸協会 会長	出席

【行政】

	藤田 仁司	水産庁 次長	出席
	中平 英典	水産庁 加工流通課長	出席
	古川 智香子	水産庁加工流通課 水産流通適正化推進室長	出席
	赤塚 祐史朗	水産庁漁獲監理官 資源管理推進室長	出席
	生駒 潔	水産庁栽培養殖課 内水面漁業振興室長	出席

「水産流通の適正化推進会議」開催要領

令和 6 年 9 月

1 趣旨

I U U 漁業の撲滅に向けては、G20 大阪首脳宣言やG7 広島サミット首脳コミュニケでもその方向性が確認されるなど国際的な動きが加速する中、流通段階の対策としては、我が国においては、令和 2 年 12 月に、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「流通法」という。）が制定され、令和 4 年 12 月から流通法に基づく違法に採捕された水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図るための措置の運用を開始したところである。

また、令和 6 年 6 月には、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われている太平洋クロマグロについて、漁獲量等の報告義務に違反したものが流通した事案が発生したこと等を踏まえ、その再発防止や管理強化を図るための漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下「令和 6 年改正法」という。）が制定されたところである。

このような状況を踏まえ、I U U 漁業の撲滅に向け、水産物の流通段階における適正化の取組を我が国として更に推進していく観点から、流通法に基づく各種取組の状況を検証するとともに、令和 6 年改正法の今後の施行に向けた特別管理特定水産資源の対象魚種などの制度の詳細の検討等を進めていくため、幅広い関係者が参画する「水産流通の適正化推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催することとする。

2 構成

- (1) 推進会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。委員の出席が困難な場合は、代理出席を認めるものとする。
- (2) 推進会議には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は委員の互選により選任する。座長代理は、委員の中から座長が指名するものとする。
- (4) 座長は、推進会議の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (5) 推進会議は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 運営

- (1) 推進会議は非公開とする。
- (2) 推進会議の議事要旨及び資料は、意見交換会終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表する。

4 その他

- (1) 推進会議の事務局は、水産庁漁政部加工流通課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

水産流通の適正化推進会議 委員名簿

氏名	所属・役職
池上 長志	双日株式会社リテール・コンシューマーサービス 本部リテール事業第二部 部長代理
植松 周平	WWFジャパン気候エネルギー自然保護室 海洋水産グループ IUU漁業対策マネージャー
浦和 栄助	東京都水産物卸売業者協会 専務理事
瀧波 憲二	北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務
竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会 代表理事専務
長岡 英典	大日本水産会 常務
長谷川 新	宮城県水産林政部 副部長
花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役
濱田 武士	北海学園大学 教授
松田 建作	三菱商事水産部事業戦略チーム マネージャー
三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事
湯山 一樹	株式会社イトーヨーカ堂鮮魚部 シニアスーパーバイザー
横田 繁夫	全国水産物卸組合連合会 常任理事
吉田 猛	一般社団法人全国水産卸協会 会長

水産流通の適正化推進会議 (第 1 回)

令和 6 年 9 月
水産庁加工流通課

水産流通の適正化推進会議における議題

(全3回)

- 第1回 水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物）をめぐる状況と課題について
（本日）**
- 第2回 水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物）をめぐる状況と課題について
（10月3日開催予定）**
- 第3回 議論の取りまとめ（水産流通の適正化の更なる推進に向けた今後の
対応方向について）
（10月21日開催予定）**

※ 第2回、第3回の会議日程につきましては、
今後変更があり得ます。

水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物）をめぐる状況と課題について

I. 現行制度の施行等の状況と課題について

1. アワビ、ナマコに係る制度の施行状況と課題について
2. 令和7年12月のシラスウナギの適用に向けた状況と課題について

II. 本年6月成立・公布の「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（一部改正法）」の施行に向けた制度の詳細の検討について

1. 一部改正法の制定の背景と概要について
2. 施行に向けた制度の詳細の検討について

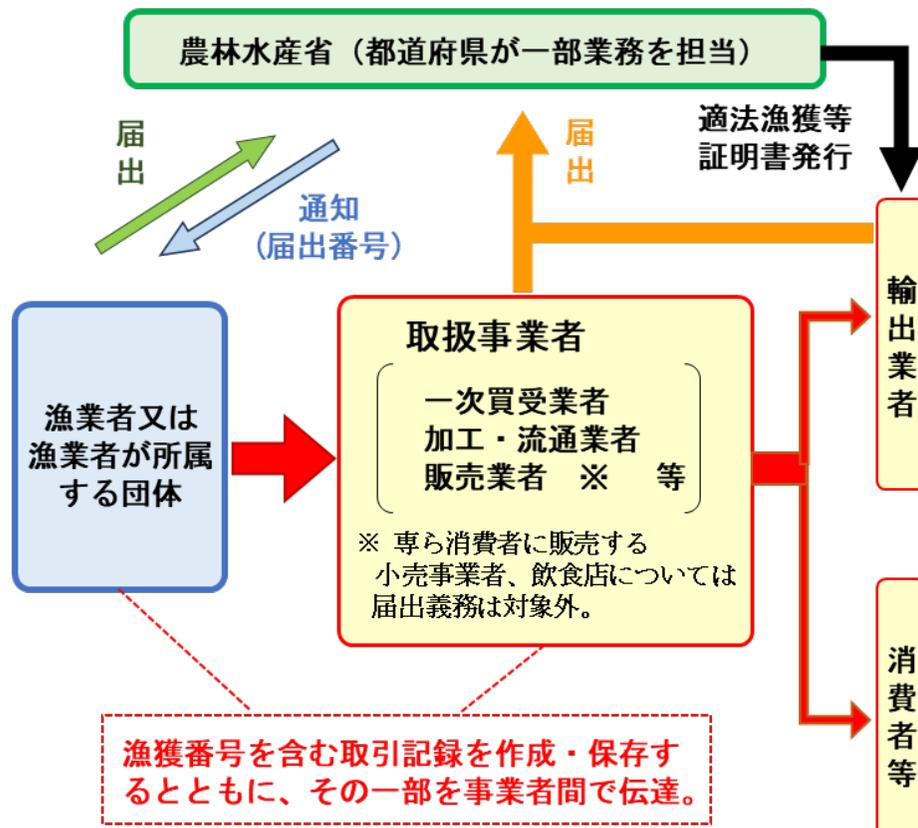
I. 現行制度の施行等の状況と課題について

1. アワビ、ナマコに係る制度の施行状況と課題について

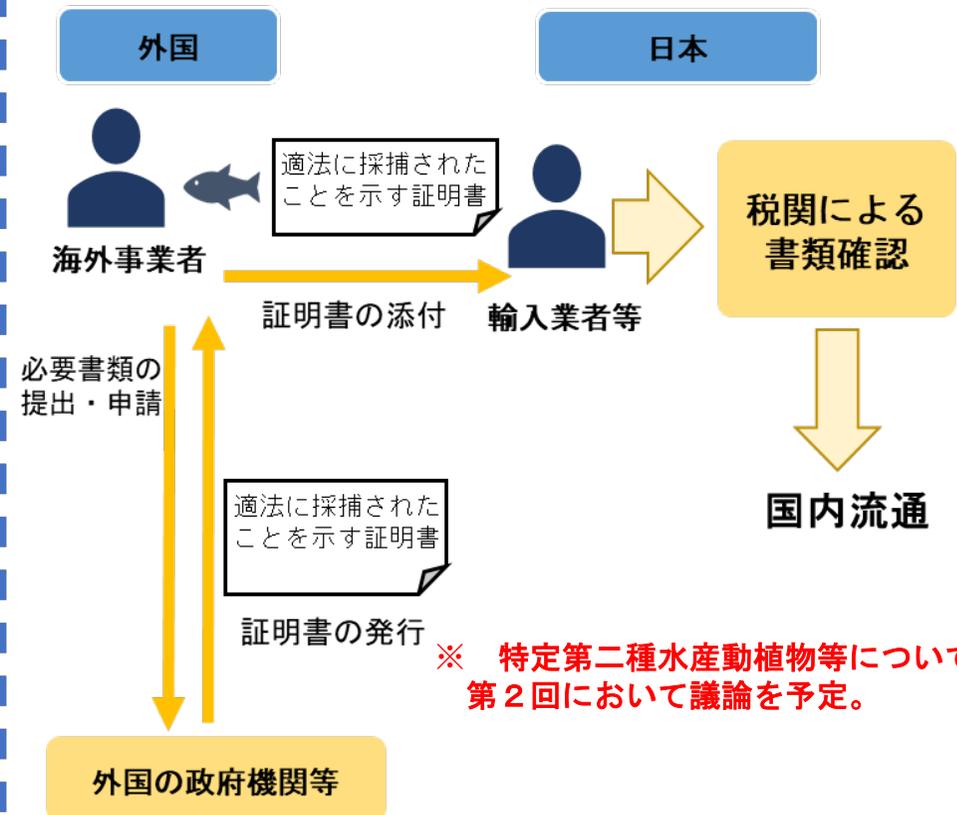
(1) 現行の水産流通適正化制度の概要 (全体像)

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種（特定第一種水産動植物：アワビ、ナマコ、シラスウナギ。シラスウナギは令和7年12月から適用）について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書添付を義務付ける。
- 国際的なIUU漁業防止の観点から本法による輸入規制を講じる必要のある魚種（特定第二種水産動植物：サバ、サンマ、マイワシ、イカ）等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 特定第二種水産動植物等については、第2回において議論を予定。

(1) 水産流通適正化制度の概要（特定第一種水産動植物等関係）

法律で義務付けられている主な事項等（特定第一種水産動植物等関係）

① 採捕事業者、取扱事業者の届出（第3条、第8条）

- ・ 特定第一種水産動植物（アワビ、ナマコ）の採捕事業を行う場合の届出（農林水産大臣又は都道府県知事に）
- ・ 特定第一種水産動植物（アワビ、ナマコ（加工品含む））の販売、加工等の事業を行う場合の届出（農林水産大臣又は都道府県知事に）

② 漁獲番号等の伝達（第4条、第5条）

漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達（販売等先に）

※ 漁獲番号は、採捕者の届出に対して通知した番号（7桁）、取引年月日（6桁）、ロット毎の任意の番号（3桁）を組み合わせて定める16桁の番号。（荷口番号の場合は、届出番号が事業者割振り番号となり、構成は漁獲番号と同じ。）

③ 取引等記録の作成・保存（第6条）

取引等記録の作成・保存（3年間）

④ 適法漁獲等証明書（第10条）

輸出する場合は、適法漁獲等証明書の交付の申請（農林水産大臣に）、証明書の添付（輸出通関時）

⑤ 違反者に対する勧告、命令、罰則（第7条、第16条、第18条）

(2) 水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物等関係）のレビュー （①採捕事業者、取扱事業者の届出関係）

制度開始前の主な課題

- 全国の関係する採捕事業者、取扱事業者（特に個人・零細な産地仲買人、水産加工業者）への制度の周知が十分にされ、滞りなく届出がされるようにすること。



制度開始から現在までの状況

【採捕者及び取扱事業者の届出の状況（令和6年7月末現在）】

- 採捕事業者の届出：25,746件（うち漁協：545件、漁業者：25,201件）
 - 取扱事業者の届出：5,338件
- 【参考】・沿海地区漁協数：852組合（令和6年3月）
（出典 水産庁「水産業協同組合年次報告」）
・漁業就業者数：12.3万人（令和4年）
（出典：農林水産省「漁業構造動態調査」）
- ※ 届出は紙媒体でも可能だが、**現在では大半の届出が、迅速な事務処理にもつながる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）での電子的な届出を実施。**



現状の評価と今後の対応方向

- 全国約170回に及ぶ説明会及び関係団体にもご協力いただいた関係事業者への働きかけ等の結果、採捕事業者については、全国の漁協のうち**6割以上の漁協が届出済み**、取扱事業者については、**新規の届出に係る問い合わせについてはかなり減少**してきており、アワビ・ナマコの生産量規模を踏まえると、**電子化の状況も含め、届出制度については、相当程度周知されたと考えられる。**
- **引き続き、新規の問い合わせ者への丁寧な説明等により、届出の漏れがないよう、制度の周知や電子的な届出の推進を図っていく。**

(2) 水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物等関係）のレビュー ②漁獲番号等の伝達、③取引等記録の作成・保存関係

制度開始前の主な課題

- 漁獲番号等の伝達や取引記録の作成等の義務付けについて周知を徹底するとともに、16桁の番号伝達等の負担が過大なものとならないよう対策を講じること。
- 上記と併せて、未だアナログでの商取引が多い漁協段階でも円滑な情報伝達がなされるよう、可能な限り、漁協取引の電子化を推進すること。

制度開始から現在までの状況

- 令和2年から令和5年にかけて以下の取組を実施。
 - ① 都道府県単位で制度施行に向けた協議会を設立する場合、協議会による情報伝達ルール策定や普及等の取組を支援（補助：定額）
 - 都道府県協議会は、全国のナマコ生産量の約5割を占める北海道、青森県や、大消費地の東京都、大阪府等延べ**11都道府県**で設立。
県単位での情報伝達ルールの策定など**円滑な制度施行に向けた様々な取組を実施。**
 - ② 漁協等が円滑に情報伝達等を行うための機器整備及びシステム改修等の電子化への取組支援（補助：定額、1/2以内）
 - **県域における情報伝達等の電子化への取組**（販売システム改修）は、北海道漁連、愛知県漁連、茨城沿海地区漁連等延べ**20県域**で実施。また、**産地市場等における電子機器等整備**（取引データを電子化するタブレットシステム等の導入）は、全国のアワビ生産量の約2割を占める岩手県下6漁協等**27市場**等で実施。



③ 漁獲番号等伝達システムの開発・運用（委託・請負）

→ PCやスマホ等で簡易に漁獲番号又は荷口番号を自動的に発行し、販売先に伝達するとともに、電子的な取引記録の作成・保存が可能な電子システムを令和3年度から開発し、令和4年度から運用開始。現在、約260事業者で活用が進められている。

現状の評価と今後の対応方向

- 主要産地における協議会活動の実施や電子化の推進により、北海道下のすべての産地市場において、制度履行のためのシステムの改修が完了するなど**主要産地の電子化が加速**。他方、**中小の産地を中心に、システム改修やそもそもの電子化が進んでいない地域も相当数ある状況**。
- 漁獲番号等伝達システムの導入については、輸出事業者の積極的な取組によって「漁協→仲買人→加工事業者→輸出事業者」に至る川上から川下までの**商流全体で、漁獲番号等伝達システムを活用するなどの流通の電子化の優良事例が出てきている**が、アワビ、ナマコが主要水産物ではない事業者等には、**システムの導入を様子見しているところも多い**。

- 情報伝達の円滑化、簡易化に向けては、**①産地全体（県域、漁協単位等）での電子化が効果的であるとともに、②中間流通段階においては、多様な事業者向けのシステムの導入が効果的**。

このため、一部改正法の施行により、取引の多いクロマグロの大型魚が新たな制度の対象にする方向で検討が進められていることを踏まえ、これを契機とした産地全体の電子化や、漁獲番号等伝達システムの活用を更に進めていく。

(2) 水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物等関係）のレビュー (④適法漁獲等証明書関係)

制度開始前の主な課題

- 多数の申請件数が予想される適法漁獲等証明書の発行を迅速に行い、円滑な流通（輸出）との制度の両立を図ること。
- 特に加工品に関する適法漁獲等証明書の申請には、採捕事業者から輸出事業者までに多数の関係者が関わるが多いため、各流通段階での取引記録の写し等の書類の準備が円滑に行われるようにすること。

制度開始から現在までの状況

- 適法漁獲等証明書の交付枚数は**11,826件**（令和4年12月からの累積）。
※ 主な輸出先は、香港、マカオ、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、台湾、米国等
- 大半は、生鮮・冷蔵品の輸出で、現在は**600件/月ペース**（令和6年7月は過去最高の692件/月）。そのうちの9割を占めるのが、少量の生鮮アワビの航空便輸出（定期的な海外の高級日本食レストラン向け輸出が多い。）。
- その他は、乾燥・塩蔵ナマコを中心とした加工品の輸出で、現在は**60件/月のペース**。原料の入手ルートが複数あるなど**商流が複雑なケースも多く**、申請書類は、手書きの仕切伝票数百枚に及ぶこともある。
- 証明書の交付は、農水省・国税庁・厚労省等が連携して運用する「一元的な輸出証明書発給システム」を活用して電子的に実施。



現状の評価と今後の対応方向

- 証明書の交付件数の大半を占める少量の生鮮・冷蔵品の輸出については、取引事業者が固定された継続的な輸出が大半であるため、**一定要件の下で交付事務の効率化を図るとともに申請・発給は全て電子化すること等により、申請から2日以内の交付を実現。**
- 加工品の輸出にかかる申請については、複雑な内容でかつ手書きの証拠書類の提出も多いため、取引系統図を添付してもらうなどの事務効率化を図ってきているものの、**中間事業者や輸出事業者の負担軽減や迅速な行政事務の推進のためにも、漁獲番号等を含む取引情報の電子化等の推進による取引関係の確認の効率化が課題。**

- 
- 生鮮・冷蔵品については、**今後も、引き続き、迅速な証明書の交付に努めていくことが重要。**
 - 加工品については、「②漁獲番号等の伝達、③取引等記録の作成・保存」関係の今後の対応方向と同様に、**①産地全体（県域、漁協単位等）での電子化や、②中間流通段階における多様な事業者向けの簡易なシステムの導入を推進していく。**

特に、輸出事業者の積極的な取組によって、「漁協→仲買人→加工事業者→輸出事業者」に至る川上から川下までの**商流全体で漁獲番号等の電子的な伝達の実現され、簡易かつ迅速な申請・審査が可能となった優良事例も出てきている漁獲情報伝達システムの活用を更に推進していく。**

(2) 水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物等関係）のレビュー (5) 違反者に対する勧告、命令、罰則関係

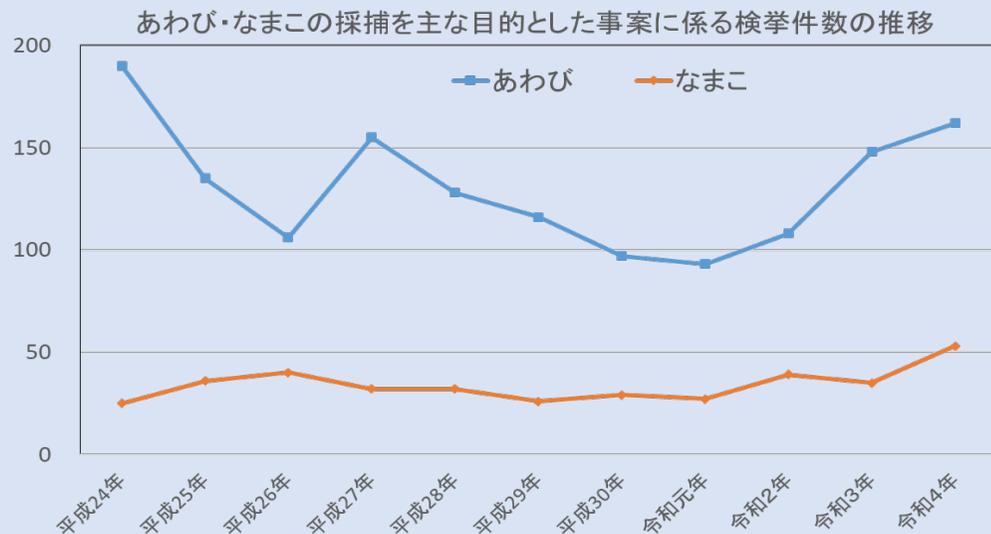
制度開始前の主な課題

- 水産物の流通段階に対する初めての規制措置の導入であることから、違反に対する必要な抑止効果が働くようになること。
- 水産流通適正化法違反事案は採捕に係る漁業法違反事案（密漁等）と連動して発生するケースが多いこと、事業所等が県域内に止まる事業者等に対する勧告、命令の権限は都道府県にあることから、海上保安庁等の他の取締機関や都道府県と連携して違反事案に適切に対処すること。

制度開始から現在までの状況

- 全国における水産流通適正化法に基づく勧告件数は、未だ数件に止まるが、令和2年の水産流通適正化法の制定やアワビ、ナマコも対象となっている平成30年の漁業法改正による罰則強化により、**採捕段階における漁業法違反の検挙件数は増加傾向。**
- 関係行政機関との連携により、**漁業法違反の検挙を契機として水産流通適正化法違反の措置に結びつけることができた事案も出てきている**（次頁に事案紹介）。

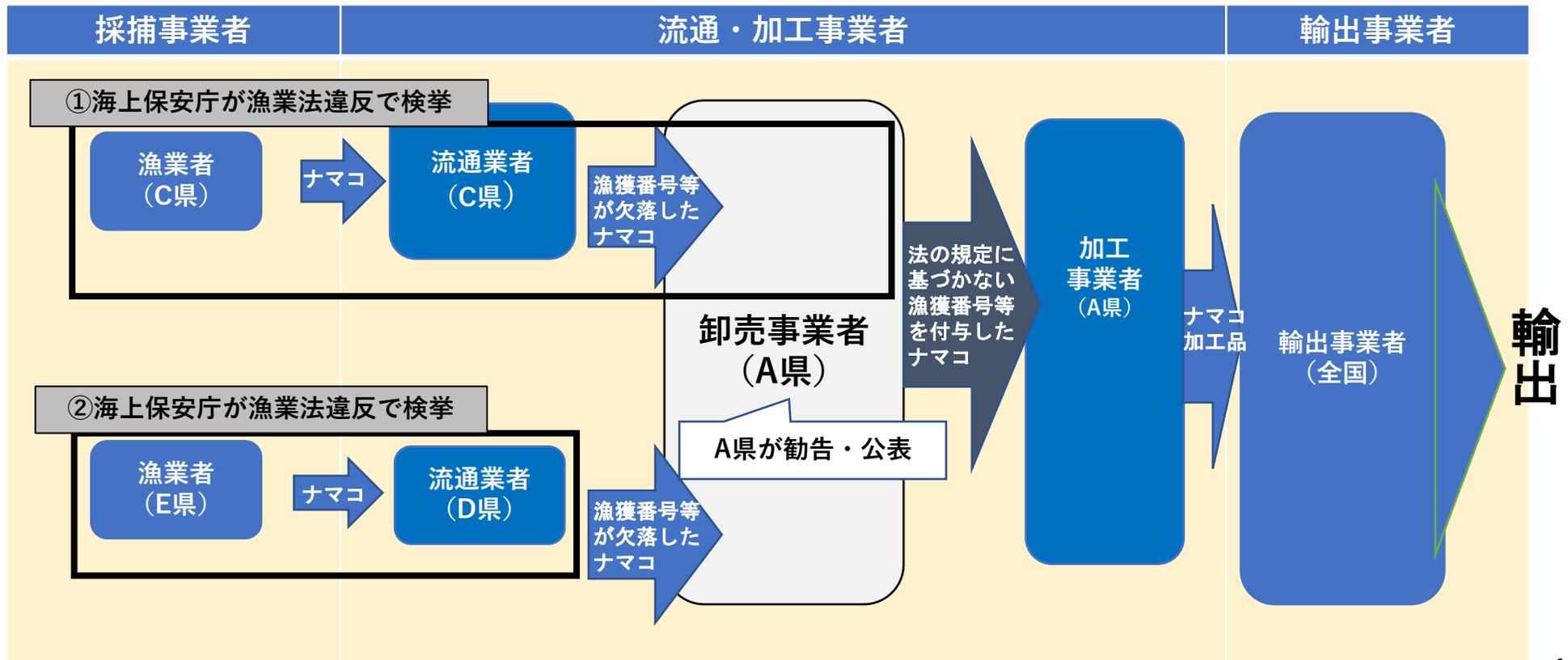
※ 漁業法の特定水産動植物の採捕を主な目的とした事案に係る検挙件数は215件（密漁検挙件数全体の約14.1%）



資料：都道府県調べ（都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。）

(漁業法違反事案の検挙を契機として水産流通適正化法違反の対応を行った事案)

- 海上保安庁が漁業法違反（違法採捕ナマコの流通の罪）で流通事業者を検挙する事案が発生。漁業法違反のほか、水産流通適正化法（以下「法」）違反の疑いがあることから、A県と農林水産省が合同で、卸売事業者（A県）に対し、法に基づく立入検査を実施。
- 立入検査の結果、**卸売事業者は、違法採捕のナマコを漁獲番号等の情報伝達のない形で仕入れ、法の規定に基づかない漁獲番号等を付与して販売を行ったことが判明。**
- 卸売事業者の行為は、法第5条（情報の伝達義務）、法第6条（取引記録の作成・保存）違反に該当することから、**A県は同事業者に対し、法に基づき、是正や再発防止策等に係る勧告及び公表**を行った。





現状の評価と今後の対応方向

- 関係行政機関の取締りの強化に加え、水産流通適正化法違反についても、関係事業者から、随時、疑義情報が寄せられてくるようになってきており、事業者の違法漁獲物に対する意識が高まり、密漁に対する抑止力は高まってきていると考えられる。また、上記事例のように、関係行政機関が連携した違反事案への対応も徐々に進んできているところ。
- 他方、上記事案においても、都道府県による勧告の発出までに相当期間を要しており、引き続き、都道府県の違反事案に対応する体制整備や水産庁との連携強化を推進していく必要。
- また、悪質な水産流通適正化法違反事案も発生しているところであり、このような違反者に対しては、現行の勧告→命令→罰則という段階を経た対応では抑止効果が十分に発揮されないおそれも出てきているところ。

- 
- 違反事案への対応については、引き続き、関係行政機関と連携して適切な対応を図っていくことが重要。
 - その中で人員面では限界もある都道府県の体制整備の推進や更なる連携強化に向けて、必要に応じ都道府県における関係規程の整備を国としてもバックアップするなど効果的な措置を実施していく。
 - また、悪質な水産流通適正化法違反事案への対応については、一部改正法において、水産流通適正化法違反にも直罰規定を設けたところであり、関係行政機関との連携を更に進めていく。

2. 令和7年12月のシラスウナギの適用に向けた状況と課題について

(1) 制度の概要 (令和7年12月のシラスウナギの適用関係)

うなぎの稚魚 (13 cm以下 : シラスウナギ) について、令和7年12月から、特定第一種水産動植物として、水産流通適正化法が適用され、次の事項が義務付けされる。

① 採捕事業者、取扱事業者の届出 (第3条、第8条)

シラスウナギ (13 cm以下) の採捕事業を行う場合又は販売等の事業を行う場合の届出 (いずれも農林水産大臣又は都道府県知事に)

② 漁獲番号等の伝達 (第4条、第5条)

漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達 (一次問屋等に)

③ 取引等記録の作成・保存 (第6条)

取引等記録の作成・保存 (3年間)

④ 適法漁獲等証明書 (第10条)

輸出する場合は、適法漁獲等証明書の交付の申請 (農林水産大臣に)、証明書の (輸出通関時)

(2) 制度開始までに必要な準備事項と対応状況

制度開始までに必要な準備事項

- ① 関係漁業者・流通事業者・養殖事業者への周知徹底((1)全体関係)
- ② 上記事業者等による円滑な届出の実施に向けた国・都道府県の体制整備((1)① 関係)
- ③ 上記事業者等による円滑な漁獲番号等の伝達・記録の作成、保存の実施等に向けた仕組みの構築((1)②～④関係)

現在までの状況と今後の対応方向

(2)①関係：これまで、養鰻団体、シラス中間流通団体、漁協等に対する説明をのべ10回程度実施し、制度の円滑な実施に向けた必要な協力体制の構築が図られているところ。

- 今後も都府県と協力し、現場の漁業者等への周知、養鰻団体及びシラス中間流通団体を通じた実態把握が困難である事業者への周知を徹底していく方針。

(2)②関係：うなぎの養殖生産量の多い鹿児島県、愛知県、宮崎県、静岡県、また、採捕事業者が多い千葉県、三重県、高知県、徳島県で説明会を実施（生産量に占める割合で9割超）。

- 今後もwebを併用してブロック会議等を開催し、上記以外の県等も含め確実に届出が行われるよう周知を徹底していく方針。

また、円滑な届出の実施に向け、ナマコ・アワビ（施行6ヶ月前から届出可能）と同様に、制度開始一定期間前から届出が可能となるよう、必要な制度の整備を進めていくことが必要。

(2)③関係：シラスウナギについては、採捕者は、**必ずしも漁協等を通して販売しておらず**、多数の採捕者が採捕したシラスウナギを一旦集荷業者に収集・販売された後、中間流通業者等を経由して養殖業者に届くという**特殊な流通実態**がある。

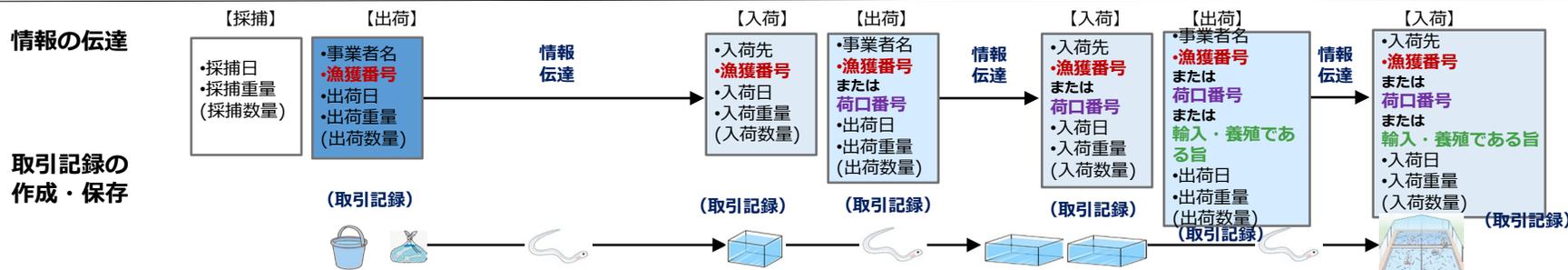
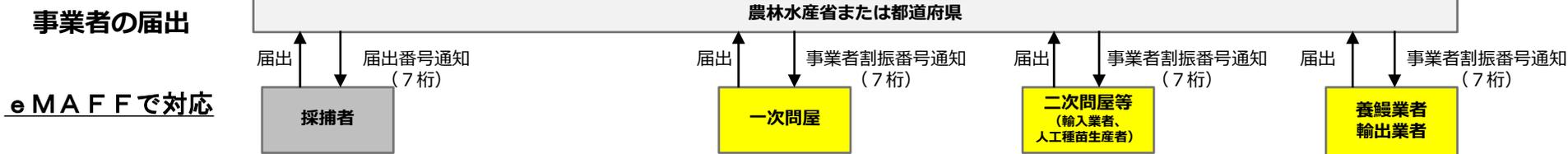
このため、**このような特殊な状況下においても円滑な伝達等が実施できるよう**、現在、シラスウナギの取引時における**漁獲番号等の伝達及び取引記録の作成・保存が一気通貫で電子的にできるシステム**（※）を関係業界と全面的に連携して構築中。

※ ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム（次頁参照）



- 引き続き、当該システムの開発を進めるとともに、その導入の促進を図り、**採捕者、関係事業者が本システムを活用した義務の履行を支障なく実施できるよう、必要な措置を講じていく。**

届出・情報伝達の電子化のイメージ



トレサシステムで対応



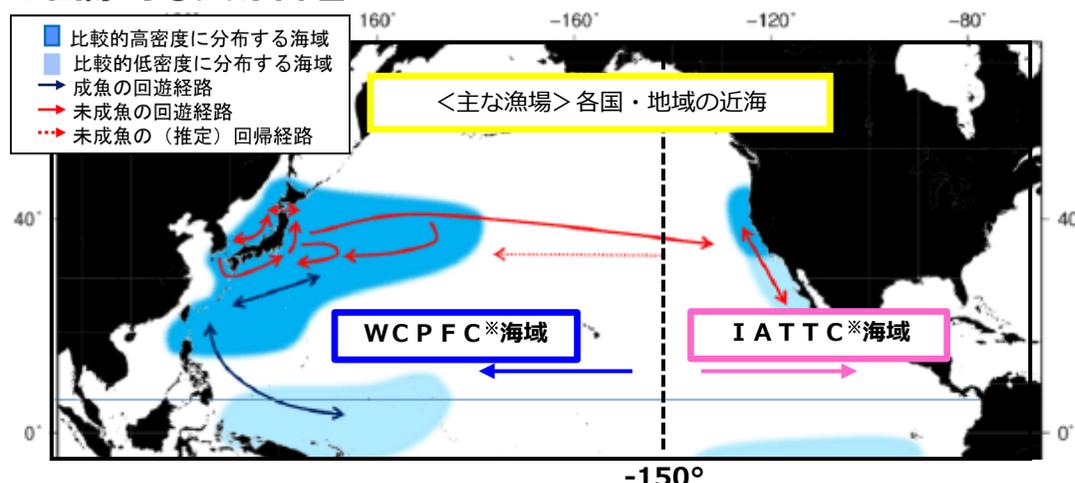
Ⅱ 本年6月成立・公布の「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（一部改正法）」の施行に向けた制度の詳細の検討について

1. 一部改正法の制定の背景と概要について

(1) 改正の背景①

- 太平洋クロマグロは、資源回復のため、WCPFCにおいて漁獲枠による管理が実施されている。全国の漁業者による資源管理の取組等により、資源は回復基調にあるが、資源の確実な回復維持を図るためにも、引き続き厳格な資源管理を行う必要。

○国際的な資源管理



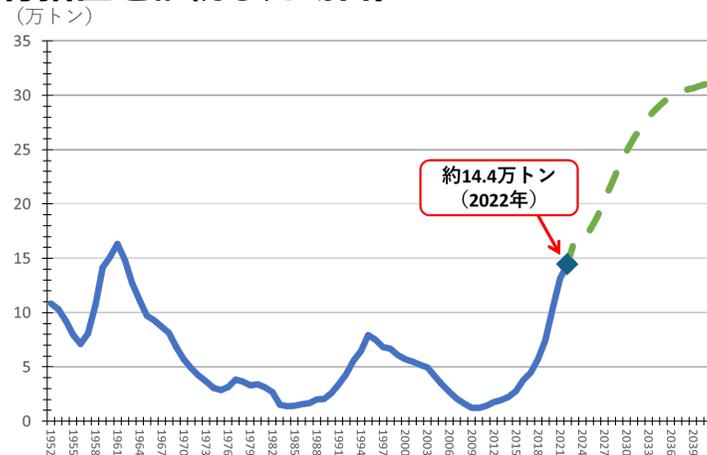
WCPFCで決定された措置

- 小型魚 (30キロ未満) : 2015年から漁獲量を2002-04年平均水準から半減 (日本 : 8,015トン→4,007トン)
- 大型魚 (30キロ以上) : 2017年から漁獲量を2002-04年平均水準に制限 (日本 : 4,882トン)
2022年から漁獲量を2002-04年平均水準の115%に制限 (日本 : 5,614トン)
- 現在の日本の漁獲枠 : 小型4,007トン、大型5,614トン (小型→大型への一定数の振替が可能)

(※) WCPFC : 中西部太平洋まぐろ類委員会
IATTC : 全米熱帯まぐろ類委員会

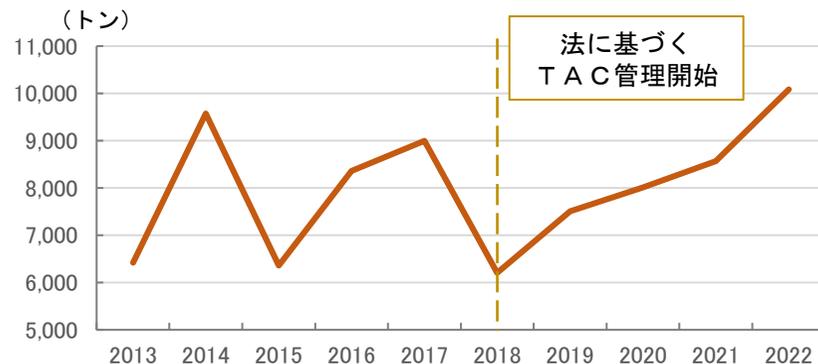
資料 : ISCクロマグロ資源評価レポート (2022年) を基に水産庁作成

○太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測 (現行措置を継続した場合)



資料 : ISCクロマグロ資源評価レポート (2024年) を基に水産庁作成
※1952~1982年の資源量については、水産研究教育機構による推定値

○我が国の太平洋クロマグロの漁獲状況



資料 : WCPFC年次レポート、国際水産資源研究所推定値を基に水産庁作成

(1) 改正の背景② (大間事案の概要)

○ 国際的に厳格な資源管理が行われている中、T A C 報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生。未報告数量の調査に時間を要するとともに、県の調査と県警の調査で大きな差異が生じた。

令和3年	8月	水産庁に対し、青森県大間のクロマグロについて漁獲未報告の疑義情報の通報
令和4年	8月	青森県が疑義情報を基に行った調査の結果を公表 (①)
令和5年	2月	青森県警が漁業法違反で産地仲買2者の社長を逮捕 (②)
	3月	漁業者22名等に対し、罰金10~20万円の略式命令
	7月	産地仲買2社の社長に対し、懲役4月 (執行猶予3年) の有罪判決
	8月 ~ 12月	令和3管理年度の未報告漁獲数量について、青森県が再調査 (③)
令和6年		令和3管理年度の未報告漁獲数量の再調査結果を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> 国において、青森県の漁獲枠の差し引きを実施 青森県において漁業者に対する行政処分を検討 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 令和元及び令和2年度の未報告漁獲数量について、青森県が調査 今後、結果を踏まえ、漁獲枠の差し引き等を検討

令和3管理年度分

- ① 青森県の調査の結果、未報告として公表した数量は、大型魚 (30kg以上) 等 **55.7トン**
※ 水産庁は青森県の大型魚の漁獲枠 (約490トン) の超過分等16トン进行令和4管理年度の同県漁獲枠から差し引き
- ② 青森県警の捜査の結果、未報告の疑いがあるとした数量は、合計約 **98トン**
- ③ 青森県における再調査結果として、未報告として公表した数量は、 **88.1トン**

令和元及び令和2年度分

- ・ 青森県における令和元及び令和2年度の調査結果として、未報告として公表した数量は、合わせて **92.6トン**

個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、T A C 報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等を措置する必要

(2) 法律の概要 (漁業法の一部改正)

- 漁獲可能量 (TAC) による資源管理を行う水産資源のうち、資源管理に関する国際的な枠組み等※を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源 (**特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。**) について、管理を強化。

※個体の経済的価値が高いものについて、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して指定

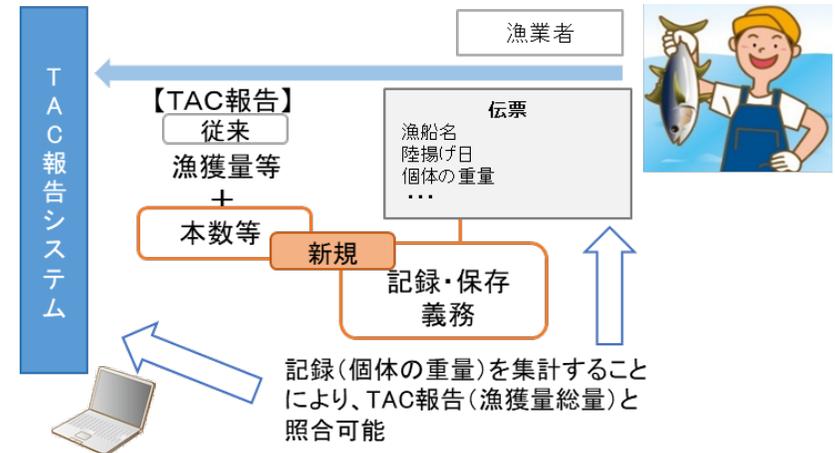
- あわせて、違反操業を防止するため、漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則を新設。

<具体的な措置>

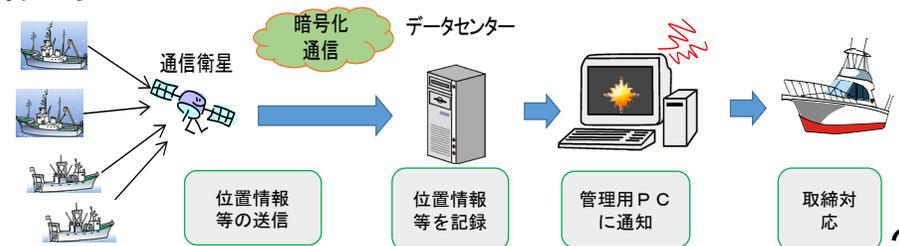
- ① **特別管理特定水産資源** について、以下の事項を措置
 - ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、**採捕した個体の数を追加**。
 - ・ TAC報告を行う際に使っている情報 (船舶等の名称、個体の重量等) の**記録の保存を義務付け**。
 - ・ **TAC報告義務違反等の罰則** について、**法定刑の引上げ**
 【現行：6月以下の懲役、30万円以下の罰金
 →改正後：**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**】
 とともに、**法人重科【1億円以下の罰金刑】**の新設。
 - ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、**即時の停泊命令を可能**とする。
- ② 衛星船位測定送信機 (VMS) の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設。

※この規定のみ公布の日から20日後 (令和6年7月16日施行)

○ TAC報告・記録義務のイメージ



○ 衛星船位測定送信機 (Vessel Monitoring System : VMS) の運用イメージ



(2) 法律の概要 (特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正)

- 水産流通適正化法の対象として、漁業法に新設する **特別管理特定水産資源等 (太平洋クロマグロの大型魚を想定)** を追加し、情報伝達等を義務付ける。
- 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則を設ける。
- 適法漁獲等証明書の発行件数が増加しても円滑な発行ができるよう、農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

<具体的な措置>

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を **「特定第一種第二号水産動植物」** と定義し、以下の事項等を義務付ける。

- ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の **情報伝達 (※)**
- ・ **取引記録の作成・保存**
- ・ **輸出時の適法漁獲等証明書の添付**

※ 情報伝達は、**タグやQRコードの活用による方法も可能**とする。

- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関 (指定交付機関) による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

<改正法の施行期日>

施行準備のための期間を確保するため、主要な規定は、**公布の日 (令和6年6月26日) から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行**することとする。

○情報の伝達のイメージ

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示

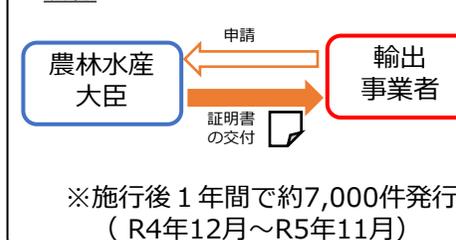


【パターン③】QRコード等を魚体に表示



○適法漁獲等証明書の交付のイメージ

現行



改正案



2. 一部改正法の施行に向けた制度の詳細の検討について

(1) 一部改正法の施行に向けた主たる検討事項及びその方向性

① 施行期日関係

一部改正法附則第一条（抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



関係者が一部改正法に基づく義務を履行できる体制を整備するための**十分な準備期間を確保することが必要**であり、また、漁獲可能量による管理の管理年度も考慮し、沿岸漁業の管理年度始めである**令和8年4月1日の方向で検討を進めること**としたい。

② 漁業法改正関係

新たな制度の対象とする**特別管理特定水産資源の指定**について



指定の考え方について26頁のとおりとした上で、**30kg以上の太平洋クロマグロを指定する方向**で必要な省令改正等の手続きを進めることとしたい。

③ 水産流通適正化法改正関係

(i) 特定第一種第二号水産動植物等の指定について



以下事項について、29頁～31頁のとおり検討を進めることとしたい。

- ① 特定第一種第二号水産動植物のうち**特別管理特定水産資源以外の対象魚種等の考え方**
- ② 特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうち**制度の対象とする加工品の考え方**

(ii) 関係事業者等による円滑な情報の伝達、記録の作成等に向けた仕組みの構築について



新たな制度に基づく円滑な情報伝達等に向け、33頁のとおり**タグを活用した電子的な情報伝達等の仕組みの構築、促進**を図ることとしたい。

(2) 特別管理特定水産資源の指定の考え方 (案)

特別管理特定水産資源の定義 (改正後の漁業法第26条第2項)

特定水産資源のうち、**個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるもの**として農林水産省令で定めるもの

① 指定の考え方 (案)

- 特別管理特定水産資源については、特定水産資源のうち特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを指定することとなるが、**漁業者等が履行すべき義務内容が増加することから、真に必要なもののみを選定**することとして、**条文上、考慮すべき事項が明記**されている。

個体の経済的価値が高い	: 未報告漁獲の誘因となる価格が高いもの
国際的な枠組み	: 地域漁業管理機関等による国際的な資源管理の取り決め内容
資源評価	: 当該資源の資源量の水準
個体の取引状況	: 取引実態における個体単位の取引の状況
その他の事情	: TAC報告義務違反事案の発生状況等他に考慮すべき事情

- 他方で、**これらの事項は、様々な要因により変動するとともに、特に厳格な漁獲量の管理の必要性が生じた場合には、関係者の意見を聞きつつ速やかに指定**できる運用とすべきと考えられる。

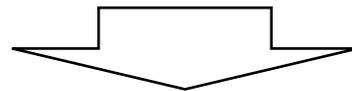
① このため、これら考慮すべき事項の**更に詳細な基準は設けることとせず**に、条文に基づき、不正のインセンティブとなる誘因が高い**個体の経済的価値が高いものを前提として、その他の条文上に規定されている事項を総合的に勘案して指定**することとしたい。

② また、現行、特定水産資源についてもその指定の考え方を資源管理基本方針に定めているため、特別管理特定水産資源も同様に、**上記の指定の考え方を、資源管理基本方針に定める**こととしたい。

② 30kg以上の太平洋クロマグロについて

今般の一部改正法の制定段階で、特別管理特定水産資源に指定することが想定された30kg以上の太平洋クロマグロについて、①の指定の考え方の該当性は以下のとおり。

- (1) 個体の経済的価値 1 個体で約24万円 ※ 2023年4月～2024年3月の生くろまぐろの産地卸売価格の平均（産地水産物流通調査）及び近年の漁獲成績報告から算定した1個体の平均重量75kgから算出
- (2) 国際的な枠組み 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）において国別の漁獲量制限等による資源管理措置を実施。
- (3) 資源評価 2010年に歴史的最低水準の資源量を記録。国際的な漁獲枠管理により資源は回復基調にあるが、引き続き厳格な資源管理が求められている。
- (4) 個体の取引状況 商流において個体ごとの取引が大半で、個体単位の管理が可能。
- (5) その他の事情 国内でT A C報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生。厳格な漁獲量管理による資源管理、国内外の信用回復が急務。



以上から、**30kg以上の太平洋クロマグロを特別管理特定水産資源として指定**する方向で必要な省令改正等の手続きを進めることとしたい。

○ 特定水産資源（令和6年7月現在）

くろまぐろ(小型魚・大型魚)、みなみまぐろ、さんま、まあじ、まいわし、すけとうだら、するめいか、まさば、ごまさば、ずわいがに、にしくろかじき、にしまかじき、ふうらいかじき、びんなが、めかじき、めばち、よしきりざめ、あかうお類、いわしくじら、からすがれい、きはだ、にたりくじら、みんくくじら、あおざめ、かたくちいわし、うるめいわし、まだら、ながすくじら

○ 資源管理基本方針（農林水産省告示第1982号）

第3 特定水産資源及びその管理年度

1 特定水産資源

- (1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、国際資源のうち我が国を対象とした数量管理が導入されているものについては、国際約束の順守を担保するため、原則として特定水産資源に指定することとする。

(3) 特定第一種第二号水産動植物のうち特別管理特定水産資源以外の対象魚種等の考え方

特定第一種第二号水産動植物のうち特別管理特定水産資源以外の対象魚種等の定義

(改正後の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第2条第1項第2号)

次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 特別管理特定水産資源 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十六条第二項に規定する**特別管理特定水産資源**（同法の規定による措置のみによって違法かつ過剰な採捕を有効に防止することができるものと認められるものとして農林水産省令で定めるものを除く。）

ロ **水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反する行為が行われるおそれ大きいと認められる水産動植物であって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの**

「ロ」の対象魚種等の考え方（案）

- 「ロ」の対象魚種等については、**特別管理特定水産資源に指定されていないが、資源の保存及び管理のための措置に違反する行為が行われるおそれ大きい魚種等**であって、**当面、流通段階の規制のみでその資源の保存及び管理の確保を図ることが早急に求められるもの**があった場合に指定することが想定されるものである。（例えば、個体ごとの取引が一般的に行われない魚種において、TAC報告義務違反等が頻発し、早急な流通規制が求められる場合等が想定される。）

- ① 現在、**上記の想定に該当する魚種等はないため、当面「ロ」に基づく水産動植物の指定はしない**こととしたい。
- ② なお、今後「ロ」に該当する魚種等が出てきた場合には、関係者の意見を聞きつつ速やかに指定できる運用とすべきと考えられることから、**現時点で、詳細な指定基準は設けない**こととしたい。

(4) 特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうち 制度の対象とする加工品の考え方

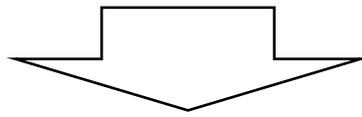
特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうち制度の対象とする加工品の定義

(改正後の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第2条第3項第2号)

特定第一種第二号水産動植物及び特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

制度の対象とする加工品の考え方 (案)

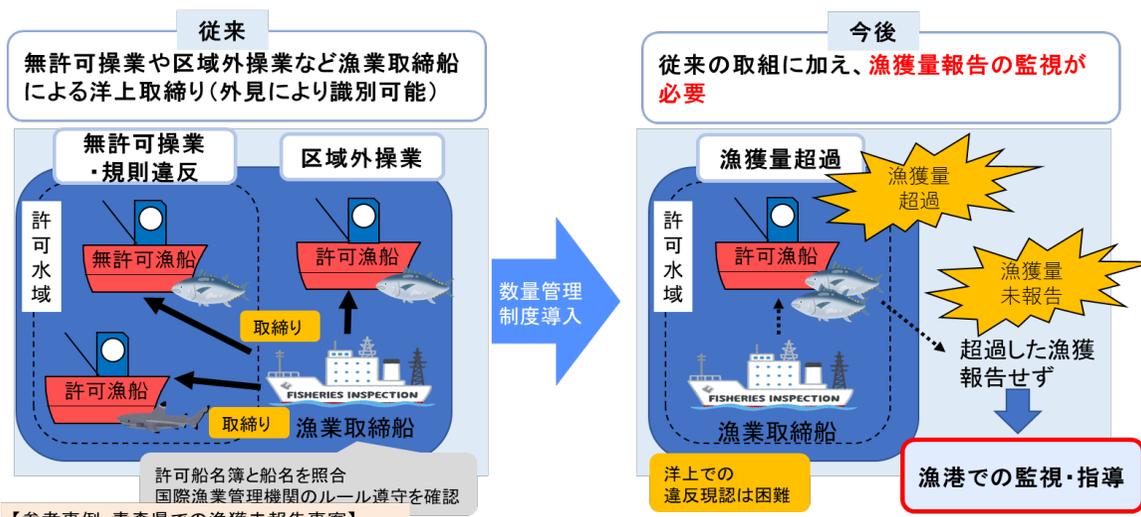
- 制度の対象とする加工品の考え方については、一般的に、
 - ① 取引実態等からみて特定第一種第二号水産動植物のみならずその加工品も流通規制の対象としなければ当該特定第一種第二号水産動植物の保存及び管理の推進に支障が生じるか、
 - ② 加工品への流通規制の実施は、加工形態が多岐に渡ること、流通段階も複雑化すること等から、一般的に多大な規制コストを生じさせるものの、**そのコストに比して効果が得られる有効な規制手段たり得るか**
- 等を考慮して、指定の対象とする加工品を検討すべきと考えられる。



- 特別管理特定水産資源（特定第一種第二号水産動植物）に30kg以上の太平洋クロマグロが指定される前提で検討した場合、
 - ① 当該クロマグロについては、少なくとも消費地市場段階までは、価値の高い解体されるまでの状態での取引が大半であり、そのような個体状態での管理を適切に行うことにより、それ以後の加工品の流通の適正性の確保を図ることが可能であると考えられること、
 - ② ネギトク等の他魚種と混ざり合った複雑な高次加工品も多く出回っている中で、そのような高次加工品段階における原料魚の採捕漁船までの捕捉は、現時点では、事実上困難であること、
 - ③ 産地段階で解体され、流通する場合もあるが、30kg以上の大型魚を適切に解体処理できる業者は限られており、今般の一部改正法の施行と並行して行っている水揚げ現場等の監視体制の強化等により取締り可能と考えられること、
- から、当面、30kg以上の太平洋クロマグロに係る加工品は制度の対象としない方向で検討したい。

産地段階における監視体制の強化に向けては、

- ① 本年4月から水産庁に漁獲監理官を新設し、太平洋クロマグロの主要な陸揚げ港等において陸揚状況の検査や巡回指導を開始し、漁獲と流通の間にある水揚げ現場の監視体制を強化、
- ② また、デジタル技術を活用するなどして、①VMSによる漁船の動向把握、②陸揚げ数量・重量とTAC報告データ等の照合を実施しているほか、監視カメラ映像の活用等へ向け、現在、検討・実証を実施しているところ。



【参考事例：青森県での漁獲未報告事案】

・資源回復に伴い、多数の地域で漁獲枠がひっ迫。
 ・漁獲枠を年末に残したい漁業者と、クロマグロを安く仕入れたい仲買業者が結託し、漁獲報告せず、クロマグロを流通させた。

天間など3漁協で60%
 クロマグロ漁獲未報告
 漁獲枠を年末に残したい漁業者と、仲買業者が結託し、漁獲報告せず、クロマグロを流通させた。



(5) 関係事業者等による円滑な情報の伝達、記録の作成等に向けた仕組みの構築について

情報の伝達、記録の作成等に係る新たな制度の概要

○ 特定第一種第二号水産動植物等について、以下の事項等を義務付ける。

- ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の**情報伝達** (※)
- ・ **取引記録の作成・保存**
- ・ **輸出時の適法漁獲等証明書の添付**

※ 情報伝達は、**タグやQRコードの活用による方法も可能とする。**

○情報の伝達のイメージ

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示



【パターン③】QRコード等を魚体に表示



円滑な仕組みの構築に向けた考え方 (案)

○ 今般の改正では、水産流通適正化法で義務付けられる情報伝達について、法に基づく情報伝達義務を果たしていれば、現場の新たな負担の軽減の観点から、**現在商習慣上用いられ発行されている取引伝票を用いた方法でも、タグやQRコードを活用した方法でも可能**とすることとしている。

- 他方、①効率的かつ正確・迅速な情報伝達等の実現、②流通段階における適正物であることの視認性の向上、③現在、WCPFCで導入が検討されているCDS*への対応の観点等を踏まえると、**タグ等を活用した電子的な情報伝達を推進していくことが望ましい**と考える。

このため、施行までに**主要な漁業種類でこのような伝達手法の実施が可能となるよう、今後も必要な実証事業等を実施していく。** (*CDS: 違法漁獲・取引の防止のための漁獲証明制度)

(太平洋クロマグロに係るタグを用いた情報伝達実証事業の一例の紹介 (タグの堅牢性の検証))



【令和5年度実証の概要】

実証時期	実証地域	漁業種類	タグ取付場所	豊洲確認本数
令和5年9月	塩釜漁港	大中型まき網漁業 (大臣許可)	産地市場	60本
令和5年10月	大間地域	はえ縄漁業・一本釣り漁業 (承認漁業)	船上	19本
令和5年12月、令和6年1月	塩釜漁港	近海まぐろはえ縄漁業 (大臣許可)	船上	53本

【令和6年度実証の概要 (令和6年8月末時点)】

実証時期	実証地域	漁業種類	タグ取付場所	豊洲確認本数
令和6年6月	境港漁港	大中型まき網漁業 (大臣許可)	産地市場	53本
令和6年秋頃	北海道渡島地域 (予定)	定置網漁業等 (調整中)	調整中	